

短期入所サービスにかかる
重要事項説明書ならびに契約書



重要事項説明書（短期入所用）

1 短期入所サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人ゆうの森
代表者氏名	理事長 永井康徳
本社所在地 (連絡先)	松山市別府町444番1 TEL(089)911-6333 FAX(089)911-6334
法人設立年月日	平成14年4月15日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	たんぼぼクリニック
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者 障がい児
指 事業所番 定号	短期入所 3810104848 号(令和元年5月1日指定)
管 理 者	矢野 博文
事業所所在地	松山市別府町444番1
連 絡 先	TEL(089)911-6333 FAX(089)911-6334
事業所の通常 の事業実施地域	松山市(島しょ部及び旧北条市を除く) 松前町、伊予市(旧双海町及び旧中山町を除く)
開 設 年 月 日	令和元年5月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	支給決定を受けた利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨に従い、居宅においてその能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営めるよう、一定期間、短期入所サービスを提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	木造2階建て
敷地面積	999.76㎡
延床面積	416.56㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
居 室	10室	
食 堂	1室	
浴 室	1室	
機 械 浴 室	1室	
便 所	3室	
機 能 訓 練 室	1室	

4 職員体制等について

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
医師	5		5		利用者の健康管理等診療業務を行う
看護職員	16		10		利用者の健康管理等看護業務を行う
介護職員	1		2		利用者に対する必要な介護を行う
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士			6		利用者の ADL 維持・向上を目的としたリハビリテーションを行う
管理栄養士			2		利用者の栄養管理・指導を行う
調理員	2				利用者に対する食事の提供を行う
事務職員	1		1		契約・報酬算定・請求業務ほか事務的業務を行う

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食事の提供	希望により、以下の時間に食事の提供をします。 食事時間 朝食 7:30～8:15 昼食 11:30～12:30 夕食 17:30～18:30 年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します
医療・看護	医師が定期診察を行います。それ以外でも必要のある時は診察を行います。看護師が、医師の指示により日常の体調管理、服薬管理、処置等を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

【宿泊の場合】

利用者の支援区分や状態に応じて、(Ⅱ) または (Ⅲ) になります。

医療型短期入所サービス費

医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2, 864 単位
医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1, 826 単位

【日帰りの場合①】

利用者の支援区分や状態に応じて、(Ⅱ) または (Ⅲ) になります。

医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2, 735 単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1, 723 単位

【日帰りの場合②】 ※生活介護等や通所支援等を利用した日】

利用者の支援区分や状態に応じて、(Ⅴ) または (Ⅵ) になります。

医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	2, 020 単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1, 328 単位

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制や、対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
医療型短期入所 受入前支援加算(Ⅰ)	10,000円 テレビ電話の場合は (Ⅱ) 5,000円	左記の1割	利用する前日までに、ご自宅へ職員が訪問し医療的ケアの手技等を確認した場合に、ご利用の開始日に加算されます。
緊急短期入所 受入加算(Ⅱ)	5,000円	左記の1割	緊急に短期入所を受ける必要があるものを受け入れた場合、利用1日につき加算されます。
短期利用加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階(開始から30日間/1年につき)において、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	480円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、利用1日につき加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	1,500円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
特別重度支援加算(Ⅰ)	6,100円	左記の1割	医療ニーズの高い障がい児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を行った場合、その状態に応じて、左記のいずれかを利用1日につき加算されます。
特別重度支援加算(Ⅱ)	2,970円	左記の1割	
特別重度支援加算(Ⅲ)	1,200円	左記の1割	
日中活動支援加算	2,000円	左記の1割	リハビリテーションを行う専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施している場合に利用1日につき加算されます。

6 その他の費用について

内容	料	金
食事の提供に係る費用	朝食：1食につき	220円
	昼食：1食につき	330円
	夕食：1食につき	330円
居宅に係る光熱水費(宿泊の場合のみ)	1日につき	220円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額	
キャンセル料(利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません)	前日までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。	
	当日キャンセルの場合 1日あたりの利用料を請求いたします。	

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月20日頃に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替 (イ) 事業者指定口座への振り込み (ウ) 現金支払い</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>
------------------------	--

8 サービスの提供にあたっての留意事項

市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 医師 矢野博文
-------------	-------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための指針を作成します。

⑥ 虐待に関する相談窓口

【事業者の窓口】	<p>担当責任者 院長 矢野 博文 相談窓口 担当医師 矢野 博文 連絡先 (089) 911-6333 受付時間(平日) 午前9時 ~午後5時30分</p>
【市町村の窓口】	<p>松山市障がい者総合相談窓口 松山市二番町四丁目7-2 別館1階 連絡先 (089) 943-6307 受付時間(平日) 午前8時30分 ~午後5時15分</p>
【県の窓口】	<p>愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 連絡先 (089) 998-3477 受付時間(平日) 午前9時~12時 午後1時~4時30分</p>

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後もにおいても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	たんぽぽクリニック		
医院長名	矢野 博文		
所在地	松山市別府町444番1		
電話番号	089-911-6333		
診療科	内科	入院設備	あり

13 事故発生時の対応方法について

特に夜間は定期的に巡回して状態を確認いたしますが、誤嚥・窒息・骨折・脱臼・突然死等、不測の事態が起こってしまうことがあります。万が一そのような事態が起こってしまった場合、即座に必要な処置、治療等を行います。併せて、利用者の家族等、都道府県、市町村に連絡を行います。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17 連絡調整に対する協力

短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定短期入所の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

① 指定短期入所の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

② 指定短期入所の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定短期入所サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	敷地内全面禁煙となっております。

22 提供するサービスの第三者評価の実施状況 →未実施

23 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・ 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- ・ 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- ・ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	松山市別府町444番1
	法人名	医療法人ゆうの森 印
	代表者名	理事長 永井康徳
	事業所名	たんぽぽクリニック
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 (代筆者)	住所	
	氏名	

短期入所サービス契約書

利用者 _____ (以下「利用者」という。)と事業者 医療法人ゆうの森 _____ (以下「事業者」という。)とは、事業者が運営する短期入所事業所 (以下「本施設」という。)の短期入所サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第1条 事業者は、障害者総合支援法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における短期入所サービスを提供し、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約締結日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了する日の7 (~14)日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に引き続き支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

(運営規程の概要)

第3条 事業者の運営規程の概要 (事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業員の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(短期入所サービス計画の作成・変更)

第4条 事業者は、利用者が相当期間以上継続して入所する場合には、利用者の心身の状況及び病状、置かれている環境等の評価並びに医師の診断に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに短期入所サービス計画を作成します。

1 具体的なサービス提供に際しては、利用者は、事業者またはその家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて短期入所サービス計画を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明します。

2 事業者が短期入所計画の変更を必要と判断した場合または利用者またはその家族が短期入所計画の変更を希望した場合には、事業者は、利用者またはその家族の希望を考慮するとともに、双方の合意をもって短期入所計画を変更することとします。

(短期入所サービスの内容及びその提供)

第5条 事業者は、前条により作成された短期入所サービスに基づき、利用者に対し短期入所サービスを提供します。ただし、短期入所サービス計画を作成する必要がない場合は、事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化防止のために利用者の心身の状況等に配慮し、適切な短期入所サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 事業者は、利用者の短期入所サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

3 利用者及びその後見人 (後見人がいない場合は、利用者の家族) は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

(短期入所サービスの利用)

第6条 利用者は、事業者が提供する短期入所サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の1カ月前から、事業者に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。

2 前項の申し込みに対して、事業者は正当な理由がない限り、利用者の利用を拒めません。

3 事業者は、自ら適切な短期入所サービスを提供することが困難な場合は、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第7条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

2 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第5条第2項の短期入所サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

三 前項に基づく利用者の後見人又は利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(協力義務)

第8条 利用者は、事業者が利用者のため短期入所サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した短期入所サービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

(診療の方針)

第10条 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

2 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な対応を講じます。

(費用)

第11条 事業者が提供する短期入所サービスの利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。

3 事業者は、日常生活上必要な諸費用について、その内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。利用者はその実費を負担するものとします。

4 事業者は、利用者が正当な理由もなく短期入所サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、別紙重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

5 事業者は、短期入所サービスの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

6 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第12条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、事業者が利用者に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業者は全額の支払いがあるまでの次の利用をお断りすることがあります。

(秘密保持)

第13条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(利用者の解除権)

第14条 利用者は、現に短期入所サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 利用者は、現に短期入所サービスを利用中であっても、事業者に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第15条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

一 第12条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

二 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

三 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

2 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

一 利用者が伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

二 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

3 事業者は、前二項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービ

ス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が、支援区分認定を受けられなかったとき
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 第14条に基づき、利用者が契約を解除したとき
- 四 第15条に基づき、事業者が契約を解除したとき
- 五 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- 六 利用者が、死亡したとき

(清算)

第17条 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は利用者に対し相当額を返還します。

(損害賠償)

第18条 事業者は、短期入所サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、松山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他の関係法令に従い、利用者ならびに事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ、各自1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人（選任した場合）

住所 _____

氏名 _____

事業者

住所	松山市別府町444-1	
事業者（法人）名	医療法人ゆうの森	印
事業所名	たんぽぽクリニック	
事業所番号	3810104848	
代表者名	理事長 永井康徳	